

第八十一回
貴族院 東京都制案特別委員會議事速記録第四號

昭和十八年三月五日(金曜日)午前十時十分開會
○委員長(子爵八條隆正君) ソレデハ是ヨリ委員會ヲ開催致シマス、此ノ際祕密會ニ移ルコトニ致シマシテ、議員、議事ニ關係アル政府委員及ビ事務ヲ執ル者以外ノ方ニ退席ヲ求メマス

午前十時十二分祕密會ニ移ル

午前十一時五十二分祕密會ヲ終ル
○委員長(子爵八條隆正君) 祕密會ヲ終ルマス、午前ハ此ノ程度ニ致シマシテ、休憩致シマス午後ハ一時ニ開會致シマス

午前十一時五十三分休憩

午後一時四十一分開會

○委員長(子爵八條隆正君) 是ヨリ午前ニ引續キマシテ委員會ヲ開キマス、小原君ヨリ、東京都制案ヲ審議スル上ニ於キマシテヘ、

都制實施ノ上ニ於テ、最モ關係ノアル問題ハ防空、治安、從ツテ思想戰ト云フヤウナ點ニ付テ十分ノ檢討ヲ遂ゲナケレバナラス、就テハ内務大臣ハ勿論ノコト、司法大臣竝ニ付テアリマスノデ、自然外務大臣ト云フコトニマシテ、質問ガ致シタイト云フコトニアリマス、是ヨリ小原君ノ御發言ヲ求メマシテ、

○小原直君 只今審議セラレテ居リマスル都制案ノ審議ノ都合上、只今委員長カラ御

話ニナリマシタヤウナ事項ニ付テ若干ノ事柄ヲ御尋ヲ申シタイト思フノデアリマス、私御質問申上ガル事柄ハ或部分ハ速記ヲ付ケテ戴イテモ差支ナイノデアリマスルガ、御答ヲ得タ方ガ宜クハナイカト思ヒマス、ソレナラバ頃シイコトニナリマスカラ、寧ロ初メカラ祕密會トシテ御尋ネ申上ガタイト思フノデアリマス

○委員長(子爵八條隆正君) ソレデハ祕密會ニ移ルコトニ致シマス、議員、國務大臣竝ニ議事ニ關係アル政府委員及ビ事務ヲ執ル者以外ノ方ニ御退席ヲ求メマス

午後一時四十四分祕密會ニ移ル

午後二時五十八分祕密會ヲ終ル

○副委員長(男爵大藏公望君) ソレデハ祕密會ヲ終リマシタノデ、ドナタデモ御發言ヲ願ヒマス

○堀切善次郎君 私ハ大體ノコトニ付キマシテ内務大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイト思フノデスガ、都制案ノ提案ノ理由ニモ國家的重要性、大都市帝都ノ非常ナ重要性ト云フコトヲ御述ニナツテ居リマシテ、誠ニ御尤モナコトデアリ、又國家的性格、帝都ノ重要性ト云フモノニ付テハ、獨リ都制案ヲ作ラルノミナラズ、其ノ精神ヲ有ラユル方面ニ、内務大臣モ十分ニ認メテ戴ク、内閣全體トシテモ、各方面ニ於テモソレヲ認メテ戴給

○委員長(子爵八條隆正君) 是ヨリ午前ニ引續キマシテ委員會ヲ開キマス、小原君ヨリ、東京都制案ヲ審議スル上ニ於キマシテヘ、

都制實施ノ上ニ於テ、最モ關係ノアル問題ハ防空、治安、從ツテ思想戰ト云フヤウナ點ニ付テ十分ノ檢討ヲ遂ゲナケレバナラス、就テハ内務大臣ハ勿論ノコト、司法大臣竝ニ付テアリマスノデ、自然外務大臣ト云フコトニマシテ、質問ガ致シタイト云フコトニアリマス、是ヨリ小原君ノ御發言ヲ求メマシテ、質問ガ致シタイト云フコトニアリマス、是ヨリ小原君ノ御發言ヲ願ヒマス

○小原直君 只今審議セラレテ居リマスル都制案ノ審議ノ都合上、只今委員長カラ御

話ニナリマシタヤウナ事項ニ付テ若干ノ事柄ヲ御尋ヲ申シタイト思フノデアリマス、私御質問申上ガル事柄ハ或部分ハ速記ヲ付ケテ戴イテモ差支ナイノデアリマスルガ、御答ヲ得タ方ガ宜クハナイカト思ヒマス、ソレナラバ頃シイコトニナリマスカラ、寧ロ初メカラ祕密會トシテ御尋ネ申上ガタイト思フノデアリマス

閣全體トシ、政府全體トシテ、ソレ等ノ點ニ付テドウモ不十分ナ點ガアツタノデハナリカト云フヤウナ感ジヲ持ツテ居リマス、此ノ帝都ノ一部ノ案ニ現レテ居リマス都制案ニ付キマシテ、豫算ニ現レタ點カラ言ヒマシテモ、都制ノ實行ニ關スル豫算ナンカモ非常ニ物足リナム、是等モ矢張リ帝都ノ重要性ト云フコトニ付テノ考ヘ方ガ、財務當局、大藏當局アタリノ方ニ或ハ十分ヂヤナカッタデヤナカラウカト云フヤウナ風ナ懸念ヲ持チマス、從來或ハ地方稅制ノ改正ニ付キマシテモ、地方稅制ノ改正ノ前ニハ、殊ニ東京其ノ他ノ大都市ナンカガ財源ニ付テ隨分苦シンデ居タノデスガ、地方稅法ノ改正ノ時ニ於キマシテモ、分與稅等ニ付キマシテ、大都市東京ナドニ付キマシテハ、地方ノ農村ニ付テハ非常ニ内務省ガ同情サレマシタガ、大都市ノ方ニ對シテハ、比較的ドツカト申シマスト、餘リ利益デナイ制度ニ落著イテ居ルヤウナ感ジヲ持チマス、是ハ法案成立ノ時ニモ私等サウ云フコトヲ御伺ヒシタノデスガ、モウ其ノ法案デ出來テ居ル譯デアリマスガ、サウ云フ風ニ十分帝都ノ重要性ト云フモノニ付テハ、獨リ都制案ヲ作ラルノミナラズ、其ノ精神ヲ有ラユル方面ニ、内務大臣モ十分ニ認メテ戴ク、内閣全體トシテモ、各方面ニ於テモソレヲ認メテ戴給

ス、無イ物ハ無論仕方ガアリマセヌガ、有ル物ニ付テノ配給ガウマク行カナイト云フコトデアレバ、是ハ其ノ事ニ付テ出來ルダケノ努力ヲシテ戴カナケレバナラナイ問題ダト思ヒマス、或ハ魚ニシテモ、或ハ野菜ニシテモ、或ハ果物ニシテモ、或ハ其ノ外ノ物ニ致シマシテモ、却テ地方ノ中小都市ノ方ガ割合其ノ邊ガ工合良ク行ツテ居ル、サニシテ東京ナリ大都會ノ方ガ、ソレ等ノコトニ付テ非常ナ不自由ヲシテ居ルト云フ實情ニ付テ非常ナ不自由ヲシテ居ルト云フ實情デアルト思ヒマス、

〔委員長子爵八條隆正君委員長席ニ復ス〕

若シ之ニ對シテ帝都ノ重要性ト云フコトヲ、政府各方面ニ於テソレヲ十分ニ認メラレマスナラバ、サウ云フヤウナ缺陷ガ在ル所ハ一

ツーツ其ノ缺陷ヲ是正シテ行クト云フコトハ、サウ決シテムツカシイコトデハナインデハナイカ、價格ノ問題ニ缺陷ガアルトスレバ、其ノ價格ノ問題ヲ解決スル、配給組織ニ何カ缺陷アリトスレバソレヲ解決シテ行ク、或ハ運賃ノ問題ニ付テ何カ問題ガアレバ、ソレヲ解決シテ行クト云フ風ニスレバ、サウ解決ハムツカシクナイ問題ヂヤナイカト思フノデアリマスガ、ソレガ結局何時迄モ割ニ圓滑ニ行カナイヤウナ狀態ニアルト云フコトハ、矢張リ各方面或へ農林貨或ハ商工省トカ、或ハ鐵道省トカ云フ各方面ニ於テ、此ノ帝都ノ重要性、帝都ノ國家的意義ト云フコトニ對シテ十分ニ考ヘラレテ居ナイ點ガアルノデアリマスガ、ソレデ私ハ此ノ帝都ノ重要性、帝都ノ國家的性格ト云フコトヲ、其ノ者ヲ各方面ニ深クソレヲ徹底セルヤウニ特別ノ御配慮ヲ願ヒタイト思フノデアリマスガ、ソレ等ニ對シテノ内務大臣ノ御心持ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス

○國務大臣(湯澤三千男君) 此ノ帝都ノ重要性ト云フ點ニ付キマシテハ、私共相當ニ程度ヲ高ク見テ居ル積リデゴザイマスガ、

各省ガドウダラウカト云フ御心配モアリマシタノデアリマス、此ノ食糧物資ノ配給ト云フヤウナ點ニ付キマシテ、去年ノ狀況ナドカラ見マシテモ、寧ロ此ノ帝都ニ付キマスガ、先づ一番大事ナ此ノ主要食糧デアリマスル米ニ付キマシテハ、農林當局ガ特別ナ御配慮ヲ致シテ居ルコトハ御承知ノ通

リデアリマスガ、薪炭ナドニ付キマシテ、

昨年ハ非常ニ帝都ニ付テノ状況ヲ心配致シマシタノデ、之ニ付キマシテハ農林省、内務省、鐵道省等ガ連絡ヲ致シマシテ、相當遠方ノ地方ニモ連絡ヲ取り、又東京府へ特別ニ人ヲ出シテ、此ノ薪炭ノ配給ノ宜シキヲ制スルト云フヤウナコトヲヤッタノデアリマス、又此ノ野菜ノ缺乏ト云フヤウナ事態ガ現レマシタノデ、是亦同様ノ處置ヲ講スルト云フヤウナ譯デゴザイマシテ、帝都ノ問題ガ時々、内情ヲ申上ガマスルト云フト、閣議ノ問題ニ上リマスルコトガ屢々ゴザイマス、サウシテ關係各省協力シテヤラナケレバイヤウナ心配ヲ持チマスガ、ソレデ私ハ此ノ帝都ノ重要性、帝都ノ國家的性格ト云フコトヲ、例ヘバ下關方面ヲ通過シテ参リマスル魚類ナドニ付キマシテモ、大阪デ之ヲ卸サズニ東京迄持テ來テシマフト云フヤウナダ疎外スルヤウナ計畫ノヤウナ風ニ邪推セラル、

東京ヲ重ク視過ギテ、大阪ナドヲドウモ甚マス、一面大阪ノ市長ナドガ來マシテノ苦情ヲ聽キマスト云フト、餘リ政府ハ此ノリマス、一面大阪ノ市長ナドガ來マシテノ苦情ヲ聽キマスト云フト、餘リ政府ハ此ノ

カヌト云フヤウナコトデ今ヤッテ居ル譯デアリマス、一面大阪ノ市長ナドガ來マシテノ苦情ヲ聽キマスト云フト、餘リ政府ハ此ノカヌト云フヤウナコトデ今ヤッテ居ル譯デアリマス、一面大阪ノ市長ナドガ來マシテノ苦情ヲ聽キマスト云フト、餘リ政府ハ此ノ

様ナ考ヲ持テ居ルモノニアリマス、ドウカ
ソレニ付テ御研究ノ上、其ノ實現ノ現ル、
コトヲ希望スル次第ニアリマス、唯此ノ際
ニ附加ヘテ申上ダテ置キタイコトヘ、只今
堀切委員カラ御述ニナリマシタ震災當時ノ
點ニ御觸レニナツテ御詫ガゴザイマシタガ、
彼ノ震災ノ當時ニ於キマシテハ神奈川縣或
ハ千葉縣、埼玉縣ソレカラ東京府、市ハ勿
論デアリマスガ、是等ヲ一團トシテ何カ委
員會デアリマシタカ、或制度ヲ組織致シマ
シテ、サウシテ其ノ復興ニ付テ色々協議ヲ
シテ、實行シタノデアリマス、是ハ主ニ當
時ノ後藤内務大臣ガオヤリニナツテ、詰リ内
務省ガ主トシテオヤリニナツテ事柄デアル、
是ハ目前ニ非常ニ慘害ヲ見テ居リマスルカ
ラ本當ニ眞劍ニ實行セラレタノデアリマス、
防空ノコトニ付キマシテハ目ノ前ニ此ノ事
ガ今現レテ居ル譯デアリマセヌカラ、ド
ウモ其ノ眞劍ト云フコトニ付テハ缺ケテ居
ルンデヤナナイカ、從テ之ニ善處スル所ノ方
法ヲ研究スル上ニ於キマシテモ、其ノ熱意
ガ足リナインデハナカラウカト云フヤウナ
コトヲ考ヘルノデアリマス、尤モ昨日軍部
ノ方ノ御説明、又内務省ノ防空局長ノ御説
明ハ非常ニ各般ニ瓦ツテ精密ナ御説明ガア
リ、平常ノ御努力ニ付テモ十分了承致シマ
シタノデ、之ニ付キマシテハ大イニ私共感
謝ヲ致シテ居ルノデアリマス、就キマシテ
ハ唯此ノ前ニ大島子爵ノ御説モアリマシ
タユニ承知致シテ居リマスガ、唯東京ト云
フ此ノ都制案ニ決メラレタ範圍ダケニ限ラ
ズ、先刻申述ベマシタ震災ノ例取リマン
タヤウナ範圍ニ、少クトモサウ云フ範圍ニ
於テ軍司令部ト連絡ヲ保ツテ、内務大臣直接
御指導ニナリ御計畫ニ相成ツテ善後策……

デヤナハイモウソレニ對スル策ヲ今カラ一ツ
御立テニナルコトガ非常ニ大切デアル、斯
ウ思フノデアリマス、勿論内務大臣カラ先
刻來懇々大臣ガ直接ヤルト同様ニ考ヘテ居
ス、モウ一點總體ノコトニ關係シタコトデ
アリマスカラ此ノ際申上ダゲタイト思ヒマス
ノハ、警察ノ點デアリマス、是ハ先刻來ノ
ミナラズ衆議院ニ於キマシテモ何處ニ於キ
マシテモ、都制案ノ實行ニ付テハ警察ノ方
ノ手ガ餘程省ケルト云フヤウナ御説明ガ大
臣始メ政府委員カラ御説明ガアルヤウデア
リマス、此ノ點ハ私共ドウデアラウカト思ヒ
マス、成ル程衛生上ノコトナドハ都制案ヲ
待タズシテ先般實施セラレテ居リマス、居リ
マスルケレドモ、サウ云フコトハ私ハ多年地方
官ヲヤリマシタノデ警察官ノ心理状態モ能ク
了解致シテ居ル積リデアリマスカラ、サウ云
フヤウナコトガ延イテハ色々ノ事務ノ執行ノ
上ニ影響ラスルンデヤナカト云フコトヲ懸
念スルモノデアリマス、ソレ故ニ其ノ結果ト致
シマシテ、マダ都制ヲ實施スル以前ニ於テ、其
ノ繫ガリニ於テ、其ノ油斷ヲスルト或ハ十
分、熱ヲ以テ職務ノ執行ニ當ラヌ、是ハ何
レ都制ガ執行セラレ、バ都廳デヤルコトデア
ルカラト云フヤウナコトデ、サウ云フヤウナ
熱ガ足リナクナル好イ加減ニヤルト云フヤ
ウニ承知致シテ居リマスガ、是ハ遺憾ナ
シテハ遺憾デアラウ、斯ウ思フノデアリマス
ニ付キマシテハ、甚ダ是ハ遺憾ナ

的ノ方面ニ於テ現在警察官ハ非常ニ努力ヲ
致シテ居リマス、ソレニ弛ミガ來ルト云フ
シテソレダケノ效能ガアルト云フコトハ私
モ十分認メテ居ルノデアリマス、アリマス
ノヲ單純化シテ、強力ニ致シマシテ、サウ
シテソレダケノ效能ガアルト云フヤウナコト
ハイカヌト思フノデアリマスカラ、從來是
等ニ付テ警察ガ勤イテ居ッタモノヲ、直チニ其
ノ手ヲ弛メルト云フヤウナコトガアリマス
レバ不都合ヲ生ズル場合ガ必ズ起ツテ來ル
トガ萬一アリマシテハ如何デアラウカ、
斯ウ考ヘルノデアリマス、從テ大臣ニ御伺
ヒ致シタコトハ、ソレ等ノ點ニ付キマシ
テハ、尙大臣ニ於キマシテ、關係ノ府縣市
或ハ警視廳等ニ對シマシテ、能ク御訓示下
サル御考ガアリマスルカドウカ、ソレ等ノ
コトヲ此ノ際伺ツテ置キタイト思フノデア
リマス、先ヅソレダケヲ一ツ……マア前
段ノ方ハ意見ニ止メテ差支ヘアリマセヌデ
スガ……

○國務大臣(湯澤三千男君) 御答ヲ申上ゲ

タイト存ジマス、御希望トシテ述べラレマ
シタ防空ニ關スル點ニ付キマシテハ十分努
力致ス積リデゴザイマスガ、併シ御注意ノ
アリマシタヤウナ風ニ、モット一眞劍ナ氣
持テ之ニ當ラナケレバナムト云フ御注意
ノ點ハ誠ニ御尤モニ考ヘテ居ルノデゴザイ
マシテ、今後萬全ノ策ヲ講ジマスル上ニ於
テ、十分ナル決意ト又注意ヲ致シテ參リタイ
ト思フノデゴザイマス、ソレカラ警察ニ關
スル御注意ノ點ガゴザイマシタガ、是亦誠
ニ御尤モニ存ズルノデゴザイマス、都制案
ヲ施行致シマシテ直グ其ノ機會ニ、警察
ノ擔任致シテ居リマスル事項ヲ都長官ノ方
ニ移スト云フ移リ變リノ際ニ間違ガアルト
ノ點ニ付キマシテハ不安ガナイト云フコト

ヲ御述ベニナツテ居ルヤウデアリマスガ、私モ同様ニ考ヘテ居ルノデアリマス、併シ矢張リ是モ、先刻大臣が御出席デゴザイマセヌ時デアリマスルガ、堀切委員カラ待遇ノ點等ニ付テ御述ニナリマシタコトニ關聯致シマンシテ、矢張リドウナルダラウカト云フコトヲ心配シテ居ル者ガアルト思ヒマス、而モソレハ幹部ニ於テソレヲ心配シテ居ル者ガアル、其ノ幹部ニ於テ其ノ點ニ心ヲ多少デモ取ラレテ居ル者ガアルト云フコトデアリマスルナラバ、ドウモ平生ノ執務ノ上ニ於テソレ以下ノ課員局員等ノ勵キガ私ハ鉛ヅテ來ルト斯ウ考ヘマス、幾ラ眞面目ナ人デモドウモサウ云フ風ニ傾キ易イノガ人情デアラウト考ヘマス、時局重大デアリマスルカラ府ノ方モ市ノ方モ非常ニ勉強サレテ居ルコトハ私モ固ク信ジテ居リマスケレドモ、サウ云フヤウナコトガアリマシテハ、是亦警察官ニ對スル影響ト同様ニ非常ニ考慮ヲ要スベキコトガト考ヘマスルノデ、尙此ノ點ニ付テモ御考ヘ置キヲ煩シタイ、斯ハ申上ダマシテ打切ツテ置キタイト思ヒマ

○國務大臣(湯澤三千男君) 御話ノヤウニ、此ノ府市ノ關係吏貞ハ動搖フ致シテ居ラナイト云フ風ニ確信ヲ致シテ居リマス、實ハ此ノ點ニ付キマシテ、都制案ヲ提案スルト云フコトダケデモ動搖ガアルト云フヤウコトガアズヘ相成ラスト存ジマシテ、求メタ次第デゴザイマスルガ、最近ノ情勢ハ先づ大過ナク進ンデ行キツ、アルヤウニシマシテ、國家ハ非常ニ憂フベキコトニ

リ特ニ何等心配ガナイカラ安心ヲシテ貴伯タイ、十分ニ一ツ此ノ點ハ東京市ノ狀態ヲ信用シテ貴ヒタイト云フ申出ガアリマシタヤウナ譯デゴザイマス、併シマダ幹部ノ點ニ付キマシテハ、表面ニ現レナイデモ、上級ノ組織等ニ付キマシテ色々考ヘルコトモアラウカト思ヒマスカラシテ、サウ云フヤウナ點ニ付キマシテハ十分注意ヲ致シタイト存ジテ居リマス

○子爵會我祐邦君 私ハ一ツ町内會及隣組ニ關係致シマスルコトニ付テ御尋ネシテ見タイト思フノデアリマス、今回ノ都制案ノ實施ニ當リマシテ其ノ提案ノ理由ノ一つシテハ、町内會若シクハ隣組ト申シマセウカ、サウ云フヤウナモノノ力ヲ非常ニ當テシテハ、町内會若シクハ隣組ト申シマセウカ、サウ云フヤウナモノノ力ヲ非常ニ當テシテ居ラレル、即チ言ヒ換ヘマスレバ、其ノ自治精神ノ昂揚ヲ期シテ町内會等ノ育成強化ニ不斷ノ力ヲ效スト云フ風ナ意味ノコトガ提案ノ理由ノ重點ノ一ツナツテ居ルト思フノデアリマス、此ノ隣組ト云フコトニ付キマシテハ、内務大臣ハ確力御聽キニ付テノ質問ト致シマシテハ此ノ程度ニ私ハ申上ダマシテ打切ツテ置キタイト思ヒマス、全體ノ大體ノコト考ヘルノデアリマス、非常ニ要スベキコトガト考ヘマスルノデ、尙此ノ點ニ付テモ御考ヘ置キヲ煩シタイ、斯ハ申上ダマシテ打切ツテ置キタイト思ヒマス

ナル、斯ウ云フヤウナコトヲ憂ヘマシテ、田舎アタリデハ、例ヘバ田舎ノ地方ノ素封家ノ家アタリデモ、ヤレ日蔭ニナルカラヒタイト云フコトヲ御願ヒシタノデゴザイタイ、是モ、然ルニ其ノ時ニ於キマシテハ、政府信用シテ貴ヒタイト云フ申出ガアリマシタヤウナ譯デゴザイマス、併シマダ幹部ノ點ニ付キマシテハ、表面ニ現レナイデモ、上級ノ組織等ニ付キマシテ色々考ヘルコトモアラウカト思ヒマスカラシテ、サウ云フヤウナ點ニ付キマシテハ十分注意ヲ致シタイト存ジテ居リマス

考ヘルノデゴザイマス、今朝モ東京市長ヨリ特ニ何等心配ガナイカラ安心ヲシテ貴伯タイ、十分ニ一ツ此ノ點ハ東京市ノ狀態ヲ信用シテ貴ヒタイト云フコトヲ御願ヒシタノデゴザイタイ、是モ、然ルニ其ノ時ニ於キマシテハ、政府ノ御答辯ノ間ニモ、惡イモノモアルケレドモ、マア心配ゼズニ行クノデアル、此ノ頃少シ其ノ流行ハ廢リマシタガ、其ノ頃ハ上意下達、下情上通ト云フ言葉ガ用ヒラレテ居リマシタ、是ガ町内會ニサウ云フ風ナ意味ニ於テ傳ツテ行ッテ、茲ニ健全ナル發達ガ出来テ行クノデアルト云フ風ナ御説明デアリマシテ、必ズサウ惡クハナラナイト云フ風ニマア信ジテオイデニナツタヤウニ思ハレルノデアリマス、其ノ後段々ト、一二年経チマス間ニ現レマシタモノハ何デアリマスルカト言フ、町内會ノ間ニ、或ハ不正行為ヲ敢テシ、或ハ配給ヲ私シ、或ハ寄附金ノ決算報告ヲ不明ニシ、或ハ町内ノ口利キナント云フ者ガ寄ツテ集ツテソコニ暴威ヲ揮フト申シマセウカ、我ガ儘勝手ナコトヲスルヤウナコトガアリマス、是ハ前ノ關係トニ付キマシテハ、内務大臣ハ確力御聽キニナツテ居ラタト思ヒマスガ、私ハ一二年續イテ豫算總會デ致シマシタコトデゴザイマス、私ハ其ノ時ニドウ云フコトヲ御尋ネシタカト申シマスルト、隣組ナドト申シマスルモノハ所謂細胞組織ノ細胞デアル所ノモノデナケレバナラヌ、東京バカリデモ確十二萬アルト思ヒマスルガ、是ガ一度指導ヲ誤リ、是ガ悪用セラル、ヤウニナツタナラバ、是ハトンデモナイ取返シノ付カナイコトニナツテシマフ、而シテ其ノ惡イコトニ氣ガ付イタ時分ニハ、モウ取返シノ付カナイ、所謂結核患者ノ第三期ノヤウナ風ニナツテシマシテ、國家ハ非常ニ憂フベキコトニ

ナル、斯ウ云フヤウナコトヲ憂ヘマシテ、田舎アタリデモ、ヤレ日蔭ニナルカラヒタイト云フコトヲ御願ヒシタノデゴザイタイ、是モ、然ルニ其ノ時ニ於キマシテハ、政府信用シテ貴ヒタイト云フ申出ガアリマシタヤウナ譯デゴザイマス、併シマダ幹部ノ點ニ付キマシテハ、表面ニ現レナイデモ、上級ノ組織等ニ付キマシテ色々考ヘルコトノ必要ガアルト云フコトヲ主張致シマシテ、其ノコトハ容レラレタヤウデアリマス、恐ラクハ今度モ入ツテ居ラウト思ヒ

マス、ソレデドウ云フコトガ隣組ディケナ
イカト申上ダマスルナラバ、詰リドウモ同
じ町内ニ住ンデ居リマシテ、東京ノ町内ハ
田舎ノ町内ト違ヒマシテ、三年居テモ顔ヲ
知ラヌト云フヤウナ人モ居リマスルノデ、
ソコニ生活ノ程度モ自ラ異ナツテ居ル、且又
貧富ノ差モ非常ニ違ア居ル、知識階級ノ程
度モ違フノデアリマスカラ、ソコニ誤解ヲ
生ジ易イ、誤解ヲ生ジ易クテ、直ニ感情
問題ニソレガ悪化シテ來ル、感情問題ニ是
ガ變化シテ來ルト、是ガナカヽ融和シニ
クイモノデアルト云フコトハ、我々ガ朝夕
直面スル問題デゴザイマス、處デ其ノ感情
問題ガ起ツテ來ルト、ドウ云フコトヲヤルカ
ト云フト、色々ナ厭ガラセヨヤルトカ何ト
カ云フコトガ起ツテ、初メノ中ハ町内會ハ大
變順調ニ行ツテ來ルト、ドウ云フコトヲヤルカ
段々ト惡クナツテ來ルト云フコトガ新聞ニ澤
山出テ居リマス、私モ澤山切抜キヲ持ツテ居
リマスルガ、甚ダシキハ町會長ガタオルノ
配給ヲ自分一人デ取アシマッタカ、色々
例ガゴザイマスガ、サウ云フヤウナコトヲ
シテ行キ居リマシテ、遂ニ會計ニ迄及ンデ
來ルト、是ハウマイ事ダト云フノデ、矢張
リ或新開地ノ如キハ、表通りニ古クカラ住
シデ居リマスル所ノ人達ガ、交際が親密ナ
爲ニ、直グ何カアレバ寄附金デ一杯飲ムト
カ云フ、昔カラノ言葉デ、サウ云フヤウナ
事ガ行ハレ易イ、ソレデ町會ノ中ニ入ツテ規
則ニ依ツテ町會ノコトヲ聞イテ見ルト、自分
ノ權利ヲ以テ配給ヲ受ケニ行ク、自分ノ權
利ニアル所ノモノヲ請求シニ行ツテモ、ナカ
ナカ傲慢不遜ナ態度ヲ執リ、恰モ物ヲ貰ヒ
ニ來テ居ル、オ恵ミヲ受ケルト云フヤウナ
感ジヲ受ケル町會モアルノデアリマス、方

方カラ聞キマスト、段々ソレガヒドクナツテ
來ル所ガ方々ニアリマシテ、又第一回ノ時
ハ、町會長ト云フモノハ多ク其ノ土地ノ名
望家アル立派ナ御方ガ推サレテオナリニ
ナリマシタガ、段々トヤツテ居リマス間ニ、
皆腹ヲ立て、罷メテオシマヒニナル、貴族
院議員デモサウ云フコトニ直面サレタ方ガ
大勢オイデデゴザイマス、ソレデ段々ト町
内ノ折合ガヤカマシクナツテ見タリ、或ハ
町會長ノ素質ガ低下致シマシテ、低下スレ
バ詰リ減茶苦茶ナコトニナル、ソレデ曩ニ
流行リマシタ政府當局ノ屢々使ハレマシタ上
意下達、下情上通ト云フコトハ實際行ハレ
テ居ラナイ、ソレガ多クノ町會ニ於て行ハ
レナイ原因ハ何處ニ在ルカト申シマスト、
其ノ町會ノ規則デアリマス、若シ町會ヲ十
ノ隣組ニ分ケテ、其ノ十ノ隣組ガ各、隣組ノ
中カラ適當ノ隣組ノ組長ヲ選出シ、其ノ組
長ガ十人集ツテ部長ヲ選出シ、其ノ部長ガ又
集ツテ町會長ヲ選出シマスレバ、是ハ下意上
通ノ姿ヲ踐ンデ居ルヤウデアリマス、道程
ノ上カラ申シマシテ、然ルニ現ニ私ノ町會
ノ如キハ面白イ規則ガアル、ソコ迄ハ、部
長迄ハソレガ行ツテ居ルガ、町會長ト部長ト
ノ間ニ二十五名ノ理事ト云フモノヲ横タヘ
テ居ル、此ノ二十五名ノ理事ノ多數決ニ
依ツテ町會長モ決レバ、何モ決ル、此ノ二十
五名ハドウ云フモノデアルカト申シマスル
ト、所謂我ガ黨ノ仲間ノ人ガ誰ガ見テモ間
違ナイ人ガ、二十五名ノ中十名、十二三名
居ルデセウ、多數決ニナツテ居ル所ノ一人カ
二人ハ必ず自分ノ仲間ノ人デアル、ソレデ
ナカ傲慢不遜ナ態度ヲ執リ、恰モ物ヲ貰ヒ
ニ來テ居ル、オ恵ミヲ受ケルト云フヤウナ
ト云フト、イヤ多數決ハ斯ウダ、サウ云フ

ヤウナ實情ハ私ノ區バカリデハゴザイマス
マイ、外ニモ澤山ゴザイマセウ、ソレデ若
シ疑ノ眼ヲ以テ見マスレバ、ソコニ決算
報告ノ不明ナルモノハアリヤシナイカ、配
給ノ不公平ナコトハアリハシナイカト多々
言ヘルノデアリマス、是ハ方々カラサウ云
フコトヲ聞イテ居リマス、ソレデ今日此ノ
時局重大ナル時ニ於キマシテ、此ノ國家ヲ
形作ル細胞ノ一ツデアル隣組ヲ健全ナル方
向ニ持ツテ行カナケレバ、ドウシテモ私ハ將
來憂フベキモノニナルト信ジテ居ルノデア
リマス、ソレト同時ニ結付イテ、隣組ノ者
ヲシテ困ラシメル、憤慨セシメルモノハ、
所謂指導員ナルモノデアリマス、或ハ防空
リマス、ソレト同時ニ結付イテ、隣組ノ者
導員ト云フノハ指導員デアリマス、命令者
デヤナイ、指導員ト云フ者ハ、多少訓練ヲ
受ケテ、女世帶カ、其ノ他オ爺サンヤ何カ
居ル所ヘ行ツテ、斯ウ爲サタラ宜シイ、斯
ウ爲サタラ宜シウゴザイマズト云フコトヲ
言フベキデアラウト思フ、ソレガ腕ニ白イ
布ヲ巻イタト云フバカリデ、如何ニモ聯隊
長カ軍司令官ニナツタヤウナ氣持デ、堂々ト
乗込シテ來テ、斯ウヤレ、ア、ナサイト云
フコトハ、屢々是ハ何處ニモアル、或ハ又壯
年團ト青年團ノ間ノ、何ト申シマセウカ、
步調ガオ互ニ一致シテ居ラヌヤウナコトモ
屢々アリ得ル、其ノ影響ハ皆隣組ノ者ガ背
負ハナケレバナラヌ、不懶快ナ點モ……ソ
カ云フ言葉ニ變ツタヤウデアリマスガ、其ノ
定義ハ別ト致シマシテ、其ノ力デ宜シウゴ
ザイマスカラ、何トカ一ツ仲好ク行キタイ、
ソレニハ規則ヲ今ノヤウナ理事ガ横タハッ

テ、理事ノ多數決デ決ヌル、理事ハ隣組ノ
部内ニモ關係ナク、組ニモ關係ガナク、サ
ウシテ、ソレガ一番強イ發言權ヲ持ツテ居
ル、ソレデドウカ此ノコトハ眞劍ニ御考
ニナラナイト、私ハ重大ナ事ガ起リハシナ
イカ、又地方ニ於キマシテハ、前ニモ申上
ゲタカ知レマセヌガ、或神奈川縣ノコトデ
アリマスカ、靜岡縣デアリマスカ、所ハ言
ヒマセヌガ、ソコニハ勤勞奉仕ガ此ノ頃方
方に起ツテ居リマス、勤勞奉仕ヲ日曜日ニス
ルコトニ若イ者達ガ決メタ、皆サンオ出デ
ナサイ、處ガ會社ニ勤メテ朝カラ晚迄毎日
毎日勤メテ居ル者ハ、家庭ノ事情ヤ何カデ
一部出ラレナイト云フコトガアルト、其ノ
代リニ二圓五十錢出シナサイ、人ヲ塘ツテ上
ゲマスト云フコトデ、ソレデ其ノ金ガ果シ
テ帳簿ニ載ツテ居ルカト云フト、決シテ帳簿
ニ載ツテ居ラナイト云フコトヲ聞イタノデア
リマス、又昨年ノ議會デアリマシタカ、一
昨年ノコトデアリマシタカ、大河内子爵ガ
指摘セラレマシタ板橋ニ於キマスル何某ナ
ル人ハ、米ノ配給モ受ケナイ、何ノ配給モ
受ケナイ、ソレハ全ク隣組ノ感情ノ衝突デ、
其ノ者ガ會計検査ヲ申込シダ爲ニ、其ノ者
ヲ擯斥シ、之ニ警察官ガ關係シテ居ツタト云
フ疑ガアル、警察署長が喚出シテ、オ前ノ
ヤウナ者ガ居テハ、町内ノ平和ヲ害スルカ
ラトカ何トカ言ツタト云フコトモ聞キマシ
タガ、マサカソレハ信ジラレマセヌガ、サ
ウ云フヤウナコトモアリマスノデ、是ハ大
體ニ於テ良イ報告ヲ御聽取ニナツテ居ルカ知
レマセヌガ、朝タ我々ガ生活ニ直面シテ先
づ一一番密接ナル所ノ關係ニアル彼等ノコト
ニ對シテハ、一ツ何トカ御考ヘ戴キタイ、
此ノ根本ハ私ハ今ノ町會長選出ノ方法ノ規

則ト云フモノガ、間違テ居ルト云フコトガ

ノ役員ヲ置ク、一、理事ニ十五名以内、理

事中ヨリ會長一名、副會長二名、常任理事

五名トアリマスガ、此ノ一名、二名、五名

ソレデ或町會ノモノヲ讀ミマスト「本會ニ左

原因ノ一シデハナイカト思フノデアリマス、

レバ幸ヒデアリマス、若シ差支ガアッタラ、速

記へ委員長ニ御委セ致シマスカラ、ドウニ
メモシテ下サイ

○國務大臣(湯澤三千男君) 現在ノ此ノ町

内會ガ、ドウ云フヤウナ風ニナシテ居ルカト

云フコトヲ總括シテ申上ゲマスルト云フよ、

今仰セノアリマシタヤウナ風ニ、町内會ノ

中ニハ相當問題ニナリマスルモノガアルト

思フノデアリマス、殊ニ此ノ物資配給ノ關

係ニ伴ヒマシテ、ナカノヽ面倒ナコトガ起

ル場合ノアルコトハ、仰セノ通リデアルト

思フノデアリマス、唯全體ト致シマシテハ、

正シイ道ヲ踐シ行クヤウナ風ニシナイン

非常ニウルサウゴザイマス、之ニ對スル

酬ヒルベキモノハ十分酬ヒテ、サウシテ

異動ノ届トカ何トカト云フ小サナコトガ

非常ニウルサウゴザイマス、之ニ對スル

是ハ昨年ノ十月頃カラサウ云フコトヲ始メ
タノデアリマス、詰リ國ノ補助金ト云フヤ
ウナ制度ヲ利用致シマシテ、サウ云シタヤウ
ナ方面ノ整備ヲ圖ルコトモ相當ニ出来ヨウ
カト考ヘルノデゴザイマス、ソレカラ今町
内會長ノ選出ノ方法ト云フヤウナコトニ付
テ、適當ナ制度ガ樹立サレテ居ラナイ結果、
一部少數ノ專斷ニ依リマシテ横暴ヲ勵クト
云フヤウナ場合方アル、之モ處ニ依リマシ
テ事實デアルト考ヘマス、此ノ點ニ付キマ
シテハ將來大イニ改メナケレバナラスト思
ヒマスガ、今度都制ガ施行致サレマスレバ、
都長官ニ對シマシテハ、所謂官吏ヲ選任致
シマシテ、國家ノ方針ヲ直接執行致スコト
ガ出來マスシ、又此ノ區役所ノ整備充實ト
云フコトニ付テハ特ニ力ヲ入レタイト考ヘ
テ居リマスカラ、ソレ等ヲ指導スル組織ヲ
通ジマシテ、町内會ノ整備ヲ圖ルト云フコ
トハ一層促進サレ得ルコトト考ヘルノデア
リマス、御意見ノヤウナ點ニ付キマシテハ、
將來都長官ヲ督勵致シマシテ相當ニ此ノ方
面ノ整備ヲ圖シテ參リタイト思フノデアリ
マス、唯今度ノ規定ニモゴザイマスヤウナ風
ニ、今度ノ規定ハ極メテ簡素ナ規定デゴザ
イマシテ、色々詳細ナ規定ヲ致シテ居リマ
ス、セス、ソレガ爲ニ此ノ町内會長ナリ、或ハ
又其ノ下ニ居リマス職員等ノ法制上ニ於
ル責任問題ト云フヤウナコトニ付キマシテ
ハ、マダ不備ヲ免レナイノデアリマス、即
チ配給上ニ於ケル所ノ間違ヲ起スト云フヤ
ウナコトニ付キマシテ、直チニ之ヲ以テ法
制的ニ其ノ責任ヲ問フト云フヤウナコトハ
出来テ居リマセス、詰リ斯ウ云フ簡素ナ制度
ト云フヤウナ方面ニ於キマシテ、御指摘ノ
ト思フノデアリマス、要スルニ規定ハ極メテ
簡素デアリマスカラ、十分ニ一ツ指導督勵
ト云フヤウナ方面ニ於キマシテ、御指摘ノ
アリマシタヤウナ風ニ町内會ノ此ノ事務ノ整備
ト云フモノハ能ク發達シテ行クト思フ、唯
分町内會ガ將來發達致シマスヤウニ致シタ
イ、斯ウ考ヘテ居リマス

○予爵曾我祐邦君 能ク分リマシタ、只今
仰シヤイマシタ通り、全體ニ於テハ町内會
ト云フモノハ能ク發達シテ行クト思フ、唯
惡イモノハ益、惡クナシテ惡辣ニナシテ來タ
云フコトガ一言ニシテ云ヘヨウト思フ、而

シテ法制化ト云フコトヲ仰シャイマシタガ、先程申シ落シマシタガ、私ハ法制化スルコトハ實ハ反對デアル、之ヲ下手ニ法制化サレテ、三百代言ミタヤウナ者ガ飛出シテ來テ、此ノ町内會ノ机ニ坐ツテ愚圖々々云ハレタラ、是コソ堪ラヌ、是ハ尙危險デアル、法制化スルト云フコトハ、前ニモ申上ガシタガはハイケナイト思フ、唯會計監督ニ付テ何等カノ方法ヲ立テラレテ、問題ガアッタ場合懇ヘルコトガ出來ル、ソレモ一々感情的ニ懇ヘラレテハ堪リマセヌガ、會計監督ニ對シテ何等カサウ云フコトノ出來ル餘地ヲ残シテ置イテ戴キタイト云フコトガ私ノ希望デゴザイマス、ソレデ私ハ質疑ヲ終リマスガ、尙會計ノコトニ付テ何カ御考ニナツテ居リマセウカ、是カラ東京市ト云フモノノガ無クナッテ、此ノ大キナ自治ト云フモノガ無クナッテ、本當ノ自治ハ町内會隣組カラ發達シテ行クノダラウト思フ、ソコニ於テ國民ガ自治ノ本體モ分り、理解モシ、其ノ恩典ニ浴スルト云フコトニナツテ來ルモノデアッテ、ソレニハ矢張リ隣組ガ、惡イモノハ段々惡辣ナモノニナツテ來テ居ルノデスカラ、サウ云フモノノ爲ニ矢張リ何ト力監督スル、此ノ機會デナケレバサウ云フヤウナコトモ出來ナイト思ヒマスカラ、東京都ト云フモノニナリマシタガ、何レ其ノ時分ニアリマスカ、内務局ニ直屬シテ來ルト云フ御説明デアリマシタガ、何レ其ノ時分ニハ何トカ御考ニナルデセウガ、一つソレ等ノ點ニ付テ御考ヘ置キフ願ヒタイト思ヒマス、會計ノコトニ付テ御意見ガアレバ伺ヒタイ

○國務大臣(湯澤三千男君) 今仰セノ會計ノコトニ付キマシテハ、第百五十三條ニ其

ノ規定ヲ致シテ居リマス、之ニ付キマシテハ政府委員カラ詳細御答辯セシメタイト思ヒマス
 ○政府委員(中島賢藏君) 會計ノ問題ハ非常ニ大事ナ問題デアリ、又之ニ付テ弊害ヲ若干起シツ、アリマスコトハ仰セノ通リデアリマス、從ツテ町内會及其ノ聯合會ノ財産及經費ノ管理ニ關シ必要ナル措置ヲ講ズルコトガ出來ルト云フコトニシマシテ、指導ヲ加ヘ、或ハ報告ヲ徵シ、實地ニ就イテモアリマス、並ンデ區域ノ問題ニ付テモ同様ノ措置ヲ講ズルコトガ出來ルヤウニシテ居リマス
 ○子爵會我祐邦君 隣組ノ軒數モ十軒程度ニ減スト云フゴトヲチョット聞イタコトガアリマス、詰リ三十軒ノ所トカ、十五軒ノ所モアルヤウデスガ、アレヲ極ク小サナ單位ニスルト云フコトヲ承リマシタガ、ソレハドコカニ書イテゴザイマシタカ、又サウ云フ思召シナンデゴザイマシタカ
 ○政府委員(中島賢藏君) 實ハ其ノ上ノ方ノ町内會ノ問題ニ付テ考ヘテ居リマシテ、隣組ノ點迄細カクハ考ヘテ居リマセヌノデスガ、是ハ同時ニ相關聯スル問題ダト思ヒマス

○子爵會我祐邦君 私ノ質問ハ之ヲ以テ先ヅ終リマス
 ○子爵會我祐邦君 私ノ質問ハ之ヲ以テ先づ終リマス
 ○委員長(子爵八條隆正君) ソレデヘ今日ハ此ノ程度ニ止ヌマス、明日ハ午前十時ヨリ開會致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
 午後四時二分散會

出席者左ノ如シ	出席者右ノ如シ
委員長 副委員長 委員 マス	委員長 副委員長 委員 公爵島津忠重君 侯爵後藤一藏君 侯爵細川護立君 侯爵黒田長禮君 伯爵後藤一藏君 子爵會我祐邦君 子爵大島陸太郎君 子爵三島通陽君 水野鍊太郎君 平塚廣義君

國務大臣	司法大臣	内務大臣	内務次官	内務省防空局長	内務省書記官	司法省刑事局長	司法書記官	外務大臣	上田	山崎	岩村	通世君	湯澤三千男君	中島	誠一君	小野	耕二君	丸山	鶴吉君	松村	義一君	鈴木	幸作君	平沼	亮三君	遠藤	柳作君	藤沼	庄平君	男爵本多政樹君	男爵奥田剛郎君	男爵肝付堀切善次郎君	文夫君	川村竹治君
政府委員	司法大臣	内務大臣	内務次官	内務省防空局長	内務省書記官	司法省刑事局長	司法書記官	外務大臣	上田	山崎	岩村	通世君	湯澤三千男君	中島	誠一君	小野	耕二君	丸山	鶴吉君	松村	義一君	鈴木	幸作君	平沼	亮三君	遠藤	柳作君	藤沼	庄平君	男爵本多政樹君	男爵奥田剛郎君	男爵肝付堀切善次郎君	文夫君	川村竹治君

昭和十八年三月八日印刷

昭和十八年三月九日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局